

職業安定分科会(第 185 回)	資料1-2
令和4年9月 29 日	

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令 案概要

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案について（概要）

1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により、急激に事業活動の縮小を余儀なくされた事業主（以下「新型コロナウイルス感染症関係事業主」という。）に対し、雇用維持の支援を図るため、雇用調整助成金制度及び産業雇用安定助成金制度の特例措置を講ずること等を内容とする雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号。以下「規則」という。）の改正を行う。

2. 改正の概要

（雇用調整助成金関係）

- ① 新型コロナウイルス感染症関係事業主が令和4年10月1日から同年11月30日までに行う休業等について、1日当たり支給上限額を規則第83条の2に規定する基本手当日額の上限額(8,355円)とするとともに、助成率を2/3（中小企業にあっては4/5）（令和3年1月8日以降解雇を行っていない場合等においては、助成率を3/4（中小企業にあっては9/10））とする。
- ② 新型コロナウイルス感染症関係事業主が行った休業等について、地域特例（※1）及び業況特例（※2）の対象となる期間の延長及び一部見直し（※3）を行う。
 - （※1）緊急事態措置を実施すべき区域、まん延防止等重点措置を実施すべき区域において、都道府県知事による、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第18条に規定する基本的対処方針に沿った要請を受けて新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成25年政令第122号）第11条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主に対する特例。
 - ※ まん延防止等重点措置を実施すべき区域においては、都道府県知事が定める区域・業態に係る事業主が対象。
 - ※ 各区域における緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の実施期間の末日の属する月の翌月末までの休業等（令和4年11月30日までに行ったものに限る。）に適用。
 - （※2）特に業況が悪化しているものとして職業安定局長の定める要件に該当する事業主に対する特例。
 - （※3）令和4年10月1日から同年11月30日までに行う休業等に係る特例措置は以下のとおりとする。
 - ・ 1日当たり支給上限額：12,000円
 - ・ 助成率：4/5（令和3年1月8日以降解雇等を行っていない場合10/10）
- ③ 継続して雇用された期間が6か月未満の雇用保険被保険者についても助成することとする等の措置の適用対象について、雇用調整助成金の対象期間の初日が令和2年1月24日から令和4年11月30日までの間にある場合に変更する。
- ④ 新型コロナウイルス感染症関係事業主が行った休業等について、雇用調整助成金の支給上限日数に加えて支給を受けることができることとする期間を令和2年4月1日から令和4年11月30日までに変更する。

(産業雇用安定助成金関係)

- ⑤ 出向期間が1年を超える場合であって、出向元の事業主が1年を超えて産業雇用安定助成金の支給を受けようとする場合において、職業安定局長の定めるところにより、都道府県労働局長にその旨を届け出たときは、産業雇用安定助成金の支給対象となる出向期間の上限を当該出向期間とする。ただし、当該出向期間の末日が令和6年3月31日以後にあるものについては、同日までの期間とする。

※ 令和4年9月30日までに都道府県労働局長に届け出られた出向計画に定める出向期間であって、出向をした日から起算して1年が経過した日の翌日から同年9月30日までの出向期間については、500人を上限として支給する。ただし、令和4年9月30日以前に出向が終了した場合は、この⑤の取扱いはしない。

- ⑥ 出向元の事業主(規則附則第15条の4の5第13項に規定する企業グループ内出向の出向元の事業主を除く。)について、産業雇用安定助成金の支給対象となる労働者の数の上限を撤廃する。

※ 令和4年10月1日以後に行われる出向に適用する。

- ⑦ 産業雇用安定助成金に、出向終了後に出向元の事業主の事業所に復帰した者(以下「復帰労働者」という。)に、復帰後訓練(出向先の事業主の事業所において従事した業務に関連した知識又は技能を向上させるための訓練であって、当該復帰の日から職業安定局長の定める期間内に開始されるものをいう。以下同じ。)を受けさせ、当該復帰後訓練の開始前に当該復帰後訓練に係る計画を都道府県労働局長に届け出る等の要件(※1)を満たす出向元の事業主に対して、当該復帰後訓練に係る経費や当該復帰後訓練の期間中の賃金の一部を助成する措置(※2)を新設する。

(※1) 上記要件に掲げるもののほか、次のいずれにも該当する出向元の事業主であることを要件とする。

- ・ 出向期間中の賃金に関する産業雇用安定助成金の支給を受けた事業主であること
- ・ 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第12条に規定する職業能力開発推進者を選任している事業主であること
- ・ 復帰後訓練の期間における復帰労働者に対する賃金の支払の状況等を明らかにする書類を整備している事業主であること
- ・ 復帰労働者の復帰後訓練の期間において、当該復帰労働者に対し所定労働時間労働した場合に支払われる通常賃金の額と同額を支払う事業主であること

(※2) 助成額

イ 経費助成額: 復帰労働者1人につき、30万円まで

ロ 賃金助成額: 復帰労働者1人1時間当たり900円(復帰労働者1人につき、600時間まで)

※ 一の年度における一の事業所の支給限度額(イとロの合計額)を1,000万円とする。

- ⑧ 出向先の事業主の不支給要件に、令和4年10月1日以後に都道府県労働局長に届け出られた出向計画に定める出向期間中に雇用調整助成金等が支給される休業又は教育訓練を行っていた場合を追加する。

※ 令和4年10月1日以後に都道府県労働局長に届け出られた出向計画に基づき出向した者を雇い入れる出向先の事業主について適用する。

3. 根拠法令

雇用保険法(昭和49年法律第116号)第62条第2項

4. 施行期日等

公布日: 令和4年9月下旬(予定)

施行期日: 公布日(2の⑤から⑧までについては令和4年10月1日)

雇用調整助成金等・休業支援金等の助成内容（注）

雇用調整助成金等

（括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合）（※1）

		令和4年 7～9月	令和4年 10～11月
中小企業	原則的な特例措置 （※2）	4/5(9/10) <u>9,000円</u>	4/5(9/10) <u>8,355円</u> （※3）
	地域特例（※4） 業況特例（※5）	4/5(10/10) <u>15,000円</u>	4/5(10/10) <u>12,000円</u>
大企業	原則的な特例措置 （※2）	2/3(3/4) <u>9,000円</u>	2/3(3/4) <u>8,355円</u> （※3）
	地域特例（※4） 業況特例（※5）	4/5(10/10) <u>15,000円</u>	4/5(10/10) <u>12,000円</u>

休業支援金等

		令和4年 7～9月	令和4年 10～11月
中小企業	原則的な措置 （※3）	8割 <u>8,355円</u> （※7）	8割 <u>8,355円</u>
	地域特例（※8）	8割 <u>11,000円</u>	8割 <u>8,800円</u>
大企業 （※6）	原則的な措置 （※3）	8割 <u>8,355円</u> （※7）	8割 <u>8,355円</u>
	地域特例（※8）	8割 <u>11,000円</u>	8割 <u>8,800円</u>

（※1）原則的な措置、地域・業況特例のいずれについても、令和3年1月8日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断。

（※2）生産指標が、前年同期比（前々年同期、3年前同期又は過去1年のうち任意月との比較でも可）で1か月5%以上減少している事業主。令和4年10月以降は、生産指標が前年同期比（前々年同期、3年前同期又は過去1年のうち任意月との比較でも可）で1か月10%以上減少している事業主。

（※3）雇用保険の基本手当の日額上限（8,355円）との均衡を考慮して設定。

（※4）緊急事態措置を実施すべき区域、まん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という）において、知事による、新型インフルエンザ等対策特別措置法第18条に規定する基本的対処方針に沿った要請を受けて同法施行令第11条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主。

※重点措置区域については、知事が定める区域・業態に係る事業主が対象。

※各区域における緊急事態措置又は重点措置の実施期間の末日の属する月の翌月末まで適用。

（※5）生産指標が、最近3か月の月平均で前年、前々年又は3年前同期比で30%以上減少している事業主。なお、令和4年4月以降は毎月業況を確認している。

（※6）大企業はシフト制労働者等のみ対象。

（※7）令和4年7月までの上限額は、8,265円。

（※8）休業支援金の地域特例の対象は、雇用調整助成金と同じ（左記※4）。

なお、地域特例については月単位での適用とする。

（例：5月10日から5月24日までまん延防止等重点措置

→5月1日から6月30日（解除月の翌月末）までの休業が地域特例の対象）

（注）政府としての方針であり、施行にあたっては、厚生労働省令等の改正が必要。

緊急事態宣言に伴う新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の対応

通常時	新型コロナウイルス感染症特例措置 (令和4年3月1日～9月30日まで)	新型コロナウイルス感染症特例措置 (令和4年10月1日～11月30日まで(予定))
経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主	同左
生産指標要件：3か月10%以上低下	生産指標要件を緩和：1か月5%以上低下	生産指標要件を緩和：1か月 10% 以上低下
被保険者が対象	雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成金の対象	同左
休業の助成率：2/3(中小) 1/2(大企業)	休業の助成率 中小：4/5 (9/10) 大企業：2/3 (3/4) ※地域特例(注1)、業況特例の対象(注2) 中小・大企業 4/5 (10/10)	同左
休業・教育訓練の助成額の上限額は8,355円	休業・教育訓練の助成額の上限額 9,000円 ※地域特例(注1)、業況特例(注2)の対象 上限額 15,000円	休業・教育訓練の助成額の上限額 8,355円 ※地域特例(注1)、業況特例(注2)の対象 上限額 12,000円
計画届は事前提出	計画届の提出 撤廃	同左
1年のクーリング期間が必要	クーリング期間 撤廃	同左
6か月以上の被保険者期間が必要	被保険者期間要件 撤廃	同左
支給限度日数 1年100日、3年150日	同左+上記対象期間(別枠扱い)	同左
短時間一斉休業のみ 休業規模要件：1/20(中小) 1/15(大企業)	短時間休業要件 緩和(一斉でなくても可) 休業規模要件：1/40(中小) 1/30(大企業)	同左
残業相殺	残業相殺 停止	同左
教育訓練が必要な被保険者に対する教育訓練 助成率：2/3(中小) 1/2(大企業) 加算額：1,200円	教育訓練の助成率 中小：4/5 (9/10) 大企業：2/3 (3/4) ※地域特例(注1)、業況特例(注2)の対象 中小・大企業 4/5 (10/10) 加算額：2,400円(中小) 1,800円(大企業)	同左
出向期間要件：3か月以上1年以内	出向期間要件：1か月以上1年以内	同左

(累計実績)・支給申請件数(9/23) 7,205,748件
・支給決定件数(9/23) 7,165,252件
・支給決定金額(9/23) 6兆729億円

(参考) リーマンショック時の特例措置の主な内容 ※雇用保険被保険者のみ対象
・助成率：中小企業8/10(解雇等なし9/10)、大企業2/3(解雇等なし3/4)
・上限額：雇用保険の基本手当日額の最高額(現在8,355円)

※ 助成率における()は、事業主が解雇等を行っていない場合の助成率。

【令和4年1月から】原則的な措置、地域・業況特例のいずれについても、令和3年1月8日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断。

(注1) 緊急事態措置を実施すべき区域、まん延防止等重点措置を実施すべき区域において、知事による、特措法第18条に規定する基本的対処方針に沿った要請を受けて特措法施行令第11条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主(各区域における緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の実施期間の末日の属する月の翌月末まで適用)

(注2) 特に業況が厳しい全国の事業主(令和4年1月以降の休業については、生産指標が最近3か月の月平均で前年、前々年又は3年前同期比30%以上減少。なお令和4年4月以降は毎月業況を確認)。

産業雇用安定助成金の拡充 (注)

(注)政府としての方針であり、施行にあたっては、厚生労働省令等の改正が必要。

1 制度概要

○コロナの影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、出向元と出向先の双方の事業主に対して助成を行うもの（令和3年2月5日施行）。

・ **出向運営経費** 賃金、教育訓練及び労務管理に関する調整経費など、出向中に要する経費の一部を助成。

	中小企業	中小企業以外
助成率	4/5（解雇なし 9/10）	2/3（解雇なし 3/4）
上限額（出向元・先の計）	12,000円/1人1日当たり	

・ **出向初期経費** 就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるための機器や備品の整備などに助成。

	出向元事業主	出向先事業主
助成額	各10万円/1人当たり（定額）	
加算額（生産性指標要件が一定程度悪化した企業からの送り出し等）	各5万円/1人当たり（定額）	

2 制度拡充案

○ 足下では経済活動の再開に向けた動きの中で人手不足が見られる一方で、コロナの影響の長期化により一部の産業では企業活動の回復に遅れが見られている。そのため、人材を有効に活用するためにも産業雇用安定助成金の拡充を行い、円滑な労働移動を一層促進する。

事項	現行制度	拡充案
支給対象期間の延長	1年間	2年間
支給対象労働者数の上限撤廃	出向元、出向先ともに1年度あたり500人	出向元について上限撤廃
出向復帰後の訓練（off-JT）に対する助成（新設）	-	出向元に復帰後に、出向によって得たスキル・経験をブラッシュアップさせる訓練に対して助成